

## 称号受審に伴う受審要件について

全剣連からの通達に基づき、「錬士」・「教士」の称号を受審しようとする者の称号受審要件の受講回数を次のとおりとする。

- 錬士 受講回数 1回
- 教士 受講回数 2回

※錬士、教士とも茨剣連主催の「称号受審者講習会(8月実施予定)」の受講を必須とする。

※錬士は「称号受審者講習会」1回受講すれば良い。

※教士は「称号受審者講習会」の他に、全剣連又は茨剣連が主催する他の講習会を1回以上受講する。

※受講する期間は、受審前の2年間とする。

以上